第5回県央ブロックごみ処理施設整備候補地検討委員会概要議事録

開催日時:平成28年5月24日(火)

開催場所:盛岡市総合福祉センター 4階講堂 開催時間:午後3時00分から午後4時50分

出席者:別添名簿のとおり

傍 聴 者:一般傍聴者 10名,報道機関 2社

次 第:1 開 会

2 あいさつ

- 3 報 告
 - (1)整備候補地検討作業計画(修正版)について
- 4 協 議
 - (1)『第2次調査対象地』の決定について
 - (2)『第3次調査対象地』の選定方法について
 - (3) 今後の選定方法について
 - (4) 選定方針及び条件等の設定について【継続協議】
 - (5) 次回(第6回)検討委員会について
- 5 その他
- 6 閉 会

会議結果•要旨:

発言者	内容
	1 開 会
事務局	事務局から開会を宣言する。
	新委員の紹介を行う。
	2 あいさつ
伊藤事務局	本日は、お忙しい中、第5回県央ブロックごみ処理施設整備候補地検討委
長	員会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。
	新任の瀬川委員におかれましては,よろしくお願いします。
	昨年度は9月の第1回から4回にわたり協議を重ねていただき、今年2月
	の第4回検討会において,第1次選定として調査対象地 466 箇所を決定して
	いただきました。今年度におきましては,年内を目標に最終候補地の選定を
	予定しておりますので引き続きよろしくお願いいたします。
	本日は,前回決定いただいた第1次調査対象地に,これまで保留としてい

た埋蔵文化財の包蔵地,追加除外要件の主要道路からの1㎞要件,東部山間 エリアについて抽出した結果を提案させていただき,御協議の上,第2次調 査対象地を決定していただきたいと思っております。

また,これまでの調査対象地から「整備候補地」へ,段階的な絞り込みを 行うための選定方法についても,引き続き御協議をいただきます。

このほか次回,第6回の検討委員会の開催方法につきましても御提案いたしますのでよろしくお願いいたします。

今後とも本協議会の事業運営につきまして御指導,御協力を賜りますよう お願い申し上げまして,簡単でございますが御挨拶とさせていただきます。 本日はどうぞよろしくお願いいたします。

事務局

本日の検討委員会は委員の皆さま全員が出席されておりますので、委員会は成立いたします。

それではこの後の進行につきましては中澤委員長にお願いします。

3 報 告

要綱第5第2項の規定に基づき委員長の進行による。

(1)整備候補地検討作業計画(修正版)について

事務局

一 事務局から資料1に基づき説明を行う 一

中濹委員長

確認するが、スケジュールで段階的に候補地を絞るとある。それは、5月の検討委員会で466箇所から数百箇所を選定するのではなくて、選定する方法を決めるということなのか。

事務局

資料1の「平成28年度5月」に「466箇所から数百箇所」とありますが、この要件については前回議論していただき、その結果を踏まえ、今回数百箇所となります。1つ手前で具体的に絞り込む中身を決めていただいて、5月であれば数百箇所、6月であれば50箇所程度を決めるということです。

中澤委員長

6月に協議して7月の委員会では10~12箇所を選定するというスケジュールなのか。

事務局

はい。

4 協 議

事務局

(1) 『第2次調査対象地』の決定について

一 事務局から資料2に基づき説明を行う 一

渡邊委員

第4回の資料2-3と第5回の資料2-3が併用できて、どれがどのように変わったかがわかって非常に良かった。ただ、資料の比較ができない場合もあるので、このように前回と比較できるような資料の作成をお願いしたい。

事務局

比較ができないようなかたちになってしまいましたが、次回以降工夫させ ていただきたいと思います。

中澤委員長

前回の委員会までの 466 箇所を前回の検討に基づいてスクリーニングした 結果,調査対象地が 221 箇所になったということでよろしいか。

委員全員

はい。

(2)『第3次調査対象地』の選定方法について

事務局

― 事務局から資料3に基づき説明を行う ―

中澤委員長

第3次調査対象地の選定方法には2段階ある。1段階の追加除外要件について御意見を聞いてから、抽出方法について質疑したい。

笹尾副委員 長

追加除外要件案について異論はない。具体的にこの追加除外要件によって どれぐらい絞り込めるかという見通しがあれば教えていただきたい。

事務局

正式な確認はしていませんが、おおまかには、(1)都市計画要件で、現在建物が建っているところは既に除外しておりますので、5調査対象地を上回ることはないと思われます。(スクリーンの)水色以外が都市計画で除外する部分ですが、市中心部がほとんどで、すでに除外されている状況です。

- (2) 農業振興地域については今,正確な図面はお示し出来ませんが,農 用地のうち土地改良事業が行われた大規模な農地ということで,50 前後が除 外対象になると思われますが,具体的にはこれからの作業になります。
- (3) 浸水想定区域は雫石川と北上川のエリアです。北部にも若干あります。これも限定的なところですので、除外されるのは10箇所くらいかと考えています。

中澤委員長

先ほど農業振興地域で土地改良事業が行われた箇所ということだが、計画 されたところも含めるのか。

事務局

今後そういう計画があって動き始めているところ、工事が始まっていると ころがあれば、それも含まれると考えています。

佐々木(忠) 委員

追加除外要件の設定の中でだいたい絞られたような気がするが、アクセス評価の関係で取付け道路まで距離要件があるが、メインの大きな道路があるところはあるのか。いずれにしろ廃棄物等を搬入する場合には車両の台数が多くなる。その場合、周辺に影響が出ないようにできる道路があるのか。この辺であれば 455 号や、国道のバイパスとか。そういうところから今度作るところまでの道路の状況を考えた上で、このような作業をしているのか。

心配は競馬場ができた際に地域の町内会は大変苦労した。車の数が多く, 道路にごみを捨てていく。町内会ではその後片付けをした。それらも考慮し て,新施設には道路を作るなど住民に心配を掛けない対策を取ってもらいた い。

中澤委員長

追加除外要件で3つの要件を挙げて、それが確認できてから、次のところで今の発言について論議させていただきたい。

佐々木(忠) 委員

了解した。

佐々木(由) 委員

今の説明はよくわかった。しかし、(1)都市計画についてはそのとおりだが、市街化区域へ隣接する距離が3m離れればいいのか、3km離れればいいのか。もちろんその区域内はダメだが、隣接の部分を考慮しなくてもいいのか、そこの考え方を聞きたい。

一番大きな問題は農業振興地域。昭和30年代以降,国庫補助金等で大規模な土地改良・改善をやってきている。これは30年代に事業をスタートしてから全部なのか。あるいは、補助金関係で縛られる8年ぐらいに絞るのか。あるいは、5年とか10年という縛りを掛けるのか。土地改良事業の実施箇所は非常に大きな面積になるので、事業をやったところが全部ダメとなると、非常に絞られて除外区域が増えると思う。それでは問題だと思うので、土地改良事業を実施したあとの年数をどうするか。

浸水想定区域については 10 箇所程度だといわれているが,これは降水量の程度をどのぐらい想定しているのか。御説明をいただきたい。

事務局

(1) 都市計画の部分は、事務局としては現在、計画区域内か、外かで判

断したいと考えております。ただ、さまざま御意見を踏まえた上で判断の検 討をしていければと考えております。

- (2)農業振興地域は、事務局では市にデータのある土地改良事業で、これを見ますと昭和 30 年代からございます。「何年以降とする」という考えはなく、連続する5ha 以上という要件で、ある程度大規模な部分を除外すると考えたいと思っております。
- (3) 浸水想定区域は、盛岡市の洪水ハザードマップで想定しているもので、48 時間(2日間)で総雨量が226 mmを超えた場合に雫石川・北上川が氾濫する可能性があるエリアということで示されたものです。0 mから、場所によっては2 mを超える場所もあると把握しております。

佐々木(由) 委員

了解したが、都市計画について当初は計画に市街化区域になっているところに絞るほうがいいと思う。浸水想定区域についても了解した。農業振興地域について、市街化区域にする場合、あるいは施設を設置する場合、事業実施8年間という縛りがある。それ以前も対象にすれば、水田地帯等はほとんど5ha以上の規模になっているので対象から外れると思う。結構な話だと思うが、予定地として適したところであれば10年、15年以上経ったところについては対象に入れるぐらいの幅を持たせておいたほうがよいのではないか。

事務局

即答は難しいですが、土地改良事業を実施した場所は、農用地に比べると 絞られています。一方で、昭和 30 年代 40 年代のものを入れていいのかとな ると、確かに御指摘のような部分もございます。

この土地改良事業が行われた大規模な農地を除外という考え方の1つは、 農家の皆さんがそれぞれ土地改良事業をする際に受益者負担をして、将来の 農業のために土地改良事業が行われたという部分がございます。なおかつ、 大規模な農地になりますと、その中にポツンと焼却施設ができると、周囲の 農地にも影響が出てくるということで、大規模農地を除外対象と設定いたし ました。

もう1つの考え方として、それまでの配水目的から昭和 55 年以降は集約 化・効率化のために水田の区画を大きくした経緯があり、これ以降の水田は 効率的で大規模な農業を目指してきた部分がございます。

事務局としては、先ほどの負担金の関係で土地改良事業全体を除外対象とするか、もう1つの案として、集約化・大規模化が始まった昭和55年なのか58年なのか、その辺りを1つの区切りとする方法もあるかと考えております。

中澤委員長

この除外項目で作業する場合には、これから事務局でも検討してから作業を進めるのか。

佐々木(由) 委員

それでも結構だとは思うが、これはよく検討したほうがいい。土地改良事業全部となると、広域農道などは全部ダメになる。土地改良法などの法律に合わせてダメな部分だけは除くというぐらいの検討をしていただくということで了解したい。昭和30年代の開田や、ダムの関係でも土地改良事業がある。実際に農業をまとまってやっているところは別だが、団地やスーパーになっているところもある。そこは検討していただきたい。

事務局

要件を含めてそれぞれ箇所数を出した上で、次回に御検討していただきたいと思います。

中澤委員長

追加除外要件についてはよろしいか。

委員全員

はい。

中澤委員長

次に、抽出方法の決定について移りたい。佐々木(忠)委員から質問があったが、その前に事務局から追加補足説明があるか。

事務局

(スクリーンの) 黄色の部分は主要道路 1 km以内のエリアで,この内側を対象としております。先ほど言われたように,455 号とか 106 号,あるいは4 号とか 282 号とかの主立った国道,あるいはその周辺の県道・市道の中に入るようなかたちになっております。新施設は人がいないところに作るほうがいいという考え方と,あるいはさまざまな施設を併せ持ちまして,ある程度人が集まるところがいいという御意見もございます。その辺は今後,この黄色の中でどこに作ると問題があるとか利点があるとかを議論しながら進めたいと考えております。

佐々木(忠) 委員

これはまだまだ紹介されてくると思うので、その時点でまた出てきたら意見を申し上げたい。

中澤委員長

事務局からほかに抽出方法についての説明はあるのか。

事務局

2ページと3ページを御説明したのですが、なかなかこれを1回では理解できないという雰囲気もございますので、事例でわかりやすく御説明したい。

事務局

資料3の2ページ(1)抽出作業順序と(2)評価の考え方について事例 を示したものでございます。初めに、調査対象地の評価を行いましてエリア の順位付けを行います。ここでは1位から4位まで並んでおりまして、エリ アがABCDとして順位が付けられています。この評価上位のエリアから全 ての調査対象地を抽出していくという方法を採りますと、例えばAに25箇所 の調査対象地がありまして、BCDにそれぞれ調査対象地が25箇所,10箇所, 15 箇所あった場合に、ここで 50 箇所が抽出されてしまうことになります。エ リア評価の結果のみでは、3箇所のエリアに固まってしまう恐れがあること から、このエリア評価に併せまして調査対象地も評価を行いたい。エリアの 中に含まれる調査対象地の中から、さらに良い条件の調査対象地をそれぞれ 抽出していくという方法で、先ほどのように25,10,15とあっても、この中か ら調査対象地の評価を行って、5,2,4とそれぞれ抽出していきまして、エ リア評価の上位から抽出される調査対象地が 50 になるまで繰り返し抽出を行 っていくという方法が、2ページの(1)で示している順序でございます。(2) 評価の考え方で、エリア評価のみだと不適当と思われる場所が含まれる、あ とは特定のエリアに偏ってしまうという問題を解消するための方法です。

表にはありませんが、調査対象地のみで評価を行って、同じように抽出した場合も特定のエリアに偏る恐れがあることから、エリア評価と調査対象地の評価の両方を行って、それらの評価結果に基づいて50箇所程度を抽出したいという考えが、今回の資料3の2ページ目と3ページ目の内容です。

事務局

補足説明させていただきます。エリア、対象地域は資料2-3を御覧ください。エリア単位の評価については、前回もお話をしたわけですが、ほかの都市と同様の評価方法を採らせていただきたいということです。資料3の2ページと3ページは、まずエリア評価をする。エリアごとに1つ1つ評価をしていく。その場合の考え方が2ページの(3)の点数と評価です。3ページの(4)調査対象地評価は資料2-3の図面の青い部分です。これは221箇所で御決定いただいたものです。その後、先ほどの表のほうに当てはめて50箇所程度になるまで選んでいくというかたちになります。エリアのバランスをとりながら調査対象地を絞っていきたいという考え方です。わかりづらいかもしれませんが、そのようにやっていきたいという御提案でございます。

渡邊委員

順位とは何か。表にある順位とエリアの順位とはどのように理解すればいいのか。

事務局

2ページの(3)エリア評価の項目及び判断基準に基づきまして、それぞれのエリアを採点して点数化する。この点数の順番を順位と言っております。

渡邊委員

最終的に順位を付けるということか。

事務局

はい。エリアごとの点数で順番を付けるという意味です。

笹尾副委員 長

資料には調査対象地の評価については点数化すると具体的に書かれている。今説明があったエリア評価については順位付けするとだけになっている。 どのように順位付けするのかと思っていた。今の話では、◎が何点、○が何点と決めた上で、それで得点化してから順位にするということか。

事務局

資料に記載がございませんでした。◎が3点,○が2点,△が1点という 3段階で点数化していきたいと思っております。

笹尾副委員 長

それを合計するのか。

事務局

そのとおりでございます。こちらについては重み付けで係数を掛けるということではなくて、単純な点数化です。

佐々木(由) 委員

今説明のあった抽出方法の内容は理解できるが、前回、とても適したところに道路が足りなかった場合、新設道路も含めるという回答があった。今回の道路から1kmという中には新設道路の話はどこにも出ていない。もし適地がある場合、新設道路の距離はわからないが、今の黄色部分を拡げることは可能だ、検討するということで、ぜひどこかに記載してほしい。

周辺配慮について、観光施設等はそのとおりだと思うが、教育施設等については把握しにくい。何㎞以内、何100m以内ということがあるのか。言いにくいけれども、今の松園の処理場ぐらいであれば教育施設は関係ないという判断をするのか。その点が表示されていないので教えてほしい。

事務局

まず道路の関係ですが、現在は 50 箇所程度に絞り込む過程で、今後 50 から 10 にいく中で、個別具体的な話になると考えています。その場合、例えばある調査対象地には道路整備が必要であるとか、道路を作ることにより広大な面積が確保できるとか、そういう議論が出てくると思っております。

あと、2点目の周辺配慮について、事務局としては、収集運搬車の通行に

より周辺への配慮が必要ということで記載しております。それぞれの施設ですが、エリア内の施設数をカウントしたいと考えております。

佐々木(由) 委員

現在は、そのエリアの中での数でいきたいということで理解した。

中澤委員長

佐々木(由)委員の新設道路についての考え方を文書化することはいかがか。

事務局

今の評価項目の中では主要道路に近いほうが有利となっております。個別に見ていかない限り、どうしても近いほうが有利、遠いほうが不利という結果になるのですが、例えば10箇所を選ぶときに、その中での個別の評価となった時点ではいろいろな可能性がある。その考え方のところに、その地域の特徴みたいなことで道路についても記載することは可能だと思っています。

中澤委員長

検討委員会での共通認識として、具体的な候補地を決める段階にはそうい うことも考慮して選定を行うことでいいか。

事務局

道路を作ることで点数が高くなるということではなく、調査対象地の特徴という意味で道路整備などさまざまな整備の可能性についても記載することを事務局としては考えております。

中澤委員長

今の件についてはよろしいか。

佐々木(由) 事務局

50以下になったときには個別の部分が出てくるから,100mの道路があれば良くなるという検討はするという意味で,50までは今の基本でいきたいといことで了解した。

瀬川委員

③の周辺配慮について判断基準を教えてほしい。学校などの施設が少ないか多いということは今回絞り込まれた段階でそれぞれ何箇所ぐらいあるのかがわかると思うので、目安があれば判断しやすい。

事務局

こちらにつきましては、現在エリア内にどのぐらいの教育施設等があるかはカウントしていない状況でございます。ここでの評価の基準としましては多い・少ない・中間ということで、相対的に一番多いところはどのぐらいある、一番少ないところでは例えばエリア内にはないという状況になると思い

ますので、それを3段階に区分して点数化したいと思っております。

中澤委員長

エリア評価のところで, 道路交通状況の混雑度が出ているが, これはどういう意味か。

事務局

道路交通センサスが5年に1回行われておりまして,この中で交通量調査が行われております。その中に混雑度という項目があり,区間当たりの車両台数等によって出されており、その数字を採用したいと思っております。

下斗米委員

周辺配慮で、調査対象エリア内に該当施設がないと©になっているが、例えば焼却施設ができて、その廃熱を利用した施設等ができた場合に、むしろ観光施設等が近くにあれば相乗効果でいいような気がする。他の県を見ると焼却施設の廃熱を利用した、例えば産直みたいなもの、あるいは入浴施設などができて、相乗効果で地域の振興に貢献しているようなところもある。この点も施設がないことを優先しないで、臨機応変に考えていただきたい。

事務局

他県の事例を見ますと、焼却施設の余熱や電気を利用したプールとか体育館などの付随施設があり、相乗的に人が集まるところが多くなっています。事務局としても、そういう部分は十分に考慮したいと思っておりますが、歴史的な地区で渋滞が予測されるとか、交通面で影響があるところは考慮が必要ではないかということで設定しました。こういう場所には作らないということではなく、先ほど言われたように施設があったほうが人がより集まりやすいということは御指摘のとおりかと思います。委員会の中で御意見があれば、そこは検討させていただきたいと思います。

中澤委員長

評価するときに観光施設として具体的にどういうものをカウントしたかということをエリアごとに出して、先ほどの意見にあったように、相乗効果で地域に集まる人が増える施設と考えられれば、それは除外するようにしていただきたい。

事務局

次回の検討委員会で、そういうかたちでお示ししたい。

千葉委員

エリア評価の経済性で都市基盤整備に水道があるが、盛岡市の水道普及率はわからないけれども岩手県では 96.7%である。人家や施設があれば水道が整備されていないところはほとんどない。ここで◎と△にする必要があるのか。全域で上水道、送電線が整備されていないのはほとんど山林であって、

いろいろな条件と掛け合わせていくと, △は消えていくのではないか。エリアとしてはあるけれども,対象地としてはどうか。

事務局

エリアとして考えたときに全部に水道が通っているかというと、そうではないところもあることを考慮し3段階評価にしている。個々のエリアを確認してはいないので、ほとんどが©という可能性もあるかと思います。

千葉委員

3ページ(4)の表で重要要素の開発投資の経済性のところに水道が出てくるが、現在、水道が整備されていないところでも、仮に候補地にしたいところがあれば、ごみ処理に水が必要となれば水道の施設も考えているのか。

事務局

調査対象地の中には水道設備がないと想定されるところもございます。そういう対象地は、その項目で評価は下がるが、その他の項目で優れていれば、最も近い水道から、わずかの費用で接続できる場所もあるかと思っています。あるいは、少し離れていいても水道を引くという話になるかもしれません。現に今そこに水道が来ていなくても、調査対象地としての評価が高いものについては、それらの検討はしていくと考えています。

千葉委員

理解した。

中濹委員長

ほかに御意見がなければ、事務局が提案した抽出方法と今までに委員から 出された意見を踏まえて抽出作業を行うことでよろしいか。

委員全員

はい。

(3) 今後の選定方法について (敷地の設定)

事務局

一 事務局から資料4に基づき説明を行う 一

中澤委員長

敷地の設定の作業と、今まで論議した第3次調査対象地の選定はどういう 関係になるのか。

事務局

第3次調査対象地として50箇所程度をまず抽出してもらったあとに、その調査対象地自体の面積規模がさまざま異なっておりますので、3haから10haを1つの目安として、実際に施設を整備するための敷地ということで想定した範囲決めをさせていただきたいということです。

中澤委員長

50箇所を選んだあとに、この作業をするということか。

事務局

はい。「なお書き」のところで,第3次調査対象地として選定してもらった 数よりも上回る数が出る可能性があることを書いております。

中澤委員長

逆に、この敷地の設定をすることによって 50 箇所から除外される箇所も出てくることもあり得るのか。

事務局

調査対象地の範囲の中で除外される部分が出てくる可能性はございます。

中澤委員長

ほかに御意見等があればお願いしたい。これでよろしいか。

委員全員

はい。

(3) 今後の選定方法について(簡易評価の実施)

事務局

一 事務局から資料4に基づき説明を行う 一

中澤委員長

時間の関係もあるので、これから御意見を伺ったほうがよろしいか。

事務局

実際決定していただくのは次回になります。資料内容を確認のうえ,次回 御意見をいただいて決定していただければと思います。

中澤委員長

特に今の段階で御意見等があれば伺いたい。

笹尾副委員 長 これを設定するにあたって参考にした根拠となる資料があれば教えていただきたい。

事務局

埼玉県や長野県の広域連合を参考にして設定させていただいております。

笹尾副委員

例えば環境省の資料は参考にしなかったのか。今挙げられた各地域でも参 考にしているものがあったかと思う。

事務局

長

長

環境省等ではこれらの基準は出されていません。

笹尾副委員

環境衛生センター (注:日本環境衛生センター) で出されている。以後, 根拠を示したほうがいいと思ったので確認した。

中澤委員長

もしこの場で意見等がなければ次回の協議のときに伺いたい。

(4) 選定方針及び条件等の設定について【継続協議】

事務局

一 事務局から資料5に基づき説明を行う 一

渡邊委員

先のことだとは思うが、候補地選定の合意形成で「地元住民の理解を得ている」は 100%理解を得ていると解釈していいのか。「おおむね得ている」は 何%ぐらいと考えているのか。

事務局

ここは空欄になっておりまして、事務局としても引き続き検討していると ころでございます。パーセンテージというかたちで示すことができるかどう かというところもありますが、これについては次回以降、事務局としての考 え方をお示しし、議論していただきたいと思っております。

佐々木(由) 委員

次回以降の検討事項で「合意形成」が初めて出てきた。処理施設の前提で話が進められてきたが、プール、体育施設や福祉施設などの併設する施設があるとなしでは合意形成が全然違う。全国や県内の例があるので、併設施設があるときの合意形成と、ごみ処理施設だけの合意形成、次回以降検討するときに、それがわかる資料にしていただきたい。

事務局

検討させていただきたいと思います。

中澤委員長

ほかに意見がなければ、今後の検討会でこのような事項について協議して 結論を出すことを心に留めていただきたい。それでよろしいか。

委員全員

はい。

(5) 次回(第6回)検討委員会について

一 事務局から資料6に基づき説明を行う 一

中澤委員長

事務局から説明のあった、1点目の協議内容についてはよろしいか。

委員全員

はい。

中澤委員長

2点目の会議の非公開について、設置要綱では委員長の判断とされている

が、これは事務局と相談して検討委員会の合意をもって公開・非公開を決めたい。そのため、今のようなかたちで事務局から提案していただいた。これについて御意見や質問等があれば伺いたい。検討内容にこういう項目があるので第6回から非公開にして、率直な意見交換もしくは意思決定の中立性が損なわれる恐れがあるので、議事録については事務局の提案にあったように「委員」としてそれぞれの発言を表記して情報公開する。これについてはよろしいか。

委員全員

はい。

中澤委員長

検討委員会の公開・非公開はそういうかたちで行っていきたい。日程については先ほど事務局から説明があったとおりで、質問等があれば伺いたい。なければ、全体を通して御意見、御質問があればお願いしたい。なければ、予定された協議事項は終わったので、以降の進行は事務局に戻したい。

5 その他

— 質疑なし —

6 閉 会

事務局

事務局から閉会を宣言する。

16:50終了(以上)